

第7回議会改革調査特別委員会会議記録

日 時 令和5年10月23日（月曜日）

午前11時 0分 開会

場 所 水戸市議会 全員協議会室

午前11時50分 散会

付託事件

(1) 議会の改革に関すること

1 本日の会議に付した事件

- (1) タブレット端末の導入に係る使用基準について
- (2) 水戸市議会ハラスメントの根絶及び防止に関する条例（素案）について
- (3) 検討事項の各会派等からの申し入れについて
- (4) その他

2 出席委員（26名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	池 田 悠 紀 君	委員	中 庭 由 美 子 君
委員	土 田 記 代 美 君	委員	田 中 真 己 君
委員	渡 辺 欽 也 君	委員	細 谷 智 宏 君
委員	打 越 美 和 子 君	委員	マ ー サ 一 川 又 君
委員	森 智 世 子 君	委員	滑 川 友 理 君
委員	萩 谷 慎 一 君	委員	田 尻 由 紀 子 君
委員	森 正 慶 君	委員	後 藤 通 子 君
委員	鬼 澤 真 寿 君	委員	藤 澤 康 彦 君
委員	小 泉 康 二 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	高 倉 富 士 男 君
委員	黒 木 勇 君	委員	袴 塚 孝 雄 君
委員	安 藏 栄 君	委員	松 本 勝 久 君

3 欠席委員（1名）

委員 田 口 文 明 君

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

議会事務局長 天 野 純 一 君 総務課長 加 藤 清 文 君

議事課長 大 嶋 実 君

6 執行部出席者の氏名

財 務 部 長 白 田 敏 範 君 財 政 課 長 佐 藤 直 明 君

7 事務局職員出席者

総務課長補佐 吉 田 友 洋 君 議事課長補佐 網 島 卓 也 君

議 事 係 長 武 井 俊 夫 君 法制調査係長 武 田 侑 未 子 君

書 記 榎 原 和 則 君 書 記 久 野 琢 郎 君

午前11時 0分 開議

○綿引委員長 何かとお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第7回議会改革調査特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、田口文明委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告をいたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の案件は、お手元に配付をいたしました日程のとおり、タブレット端末の導入に係る使用基準について、ほか3件でございます。

初めに、1番のタブレット端末の導入に係る使用基準についてであります。

本件につきましては、10月6日に開催をいたしました第5回特別委員会におきまして、端末の導入に当たり、その使用基準や議員各位に貸与する端末以外の情報通信機器の会議への持込み等について御協議をいただき、各会派でお持ち帰り、検討となっているところでございます。

本日は、お手元にお配りをいたしました資料のとおり、ほかの自治体の事例について取りまとめましたので、まず内容について事務局から説明をいたさせます。

事務局、お願いいたします。

○加藤総務課長 それでは、タブレット端末の導入に係る使用基準につきまして、議会改革調査特別委員会資料に基づき、御説明申し上げます。

まず、1のタブレット端末の活用方法についてでございます。

各会議における審議及び資料の閲覧やインターネットでの情報収集、事務局や執行機関との連絡や情報共有、そのほか画像や資料等を活用した市民への情報提供などを想定してございます。

次に、2の導入する会議システムの機能についてでございます。

まず、画面同期機能でございます。

この機能によりまして、会議中、各議員さんのタブレット画面に説明中の資料が自動的に表示されることとなります。なお、この同期機能につきましては、議員各自で解除することも可能でございます。

次に、画面の分割表示機能でございます。

これは、タブレットの画面を2つに分けまして、2つの資料を同時に見ることができる機能でございます。この機能によりまして、複数の資料を同時に確認したり、比較することができるため、審議の充実が図られるものと考えてございます。

次に、手書き・付箋機能でございます。

現在、紙資料にペンで手書きしているメモやマーカーと同じことを画面上で行うことができます。また、付箋機能で目印をつけることもできますので、後から容易に資料を振り返ることができるようになります。

次に、資料の閲覧機能でございます。

本会議や委員会で使用した過去の資料を蓄積することができますので、タブレット端末の画面上で資料の確認を行うことができます。

次に、会議予定の設定機能でございます。

会議予定をカレンダー形式で表示することができるものでございまして、議会における会議スケジュール

を随時確認することができます。

次に、3のタブレット端末使用基準に係る他市の状況についてでございます。

先日、県内で既に本市同様の会議システムを導入している守谷市と笠間市について現地調査を行いました。その結果を項目ごとに表にまとめてございます。

まず、スマホやパソコンなど貸与端末以外の会議等への持込みについてでございますが、守谷市においては禁止とされておりまして、笠間市においては規定がないとのことでございます。以下、それぞれ項目ごとに記載いたしましたので、御参照いただければ幸いです。

今後、これらのような項目につきまして、皆様に御審議いただき、方針を御決定いただくことになろうかと存じております。

最後に、タブレット端末導入事業の今後の予定でございますが、10月26日に入札が行われ、業者が決定する予定でございます。12月中に納品し、1月から使用が開始できるように調整を進めてまいります。またあわせて、会議システム等の利用方法の研修についても調整を進めていく予定でございます。日程等につきましては、決定後、御案内してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 ありがとうございます。

前回、検討事項ということで、貸与端末以外の会議等への持込み、あるいは貸与端末の取扱いについてということで検討事項として挙げさせていただきました。それに基づきまして、今回資料のほうをまとめさせていただきましたが、実物、あるいはアプリは何を入れるんだというところで、まだ字面だけではなかなか検討がしづらい部分であると思いますけれども、今、事務局から示されたとおおり、10月26日に入札をして、年末ぐらいまでには端末が入ってくる。そこまで可能な限りできることを皆様に御議論をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件につきまして御意見等がありましたら、御発言をお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 すみません、実際に今、委員長さんが言われたように物がないと、これらの研究というか、ルールというか、使用の方法等はできないと、説明を受けても分からない、そういうことなものですから、決められることはこの中でね。要するに今は守谷市と笠間市の2市の例があります。茨城でタブレット端末を使っているのはこれだけ。もっとあると思うんだよね。

〔「同様の仕様のものをしているのがこれ」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 同様のもの。ですから、当分の間はね、私自身はですよ、携帯電話もやはりある程度の期間を設けて持ち込んで、やはり併用していかないというタブレット端末だけじゃなかなかできない。私らみたいな年配は、と私は思っていますので、その辺の部分をまず皆様に御審議をいただいて、そして会派のほうにお持ち帰りいただいて、そして次回の委員会で結論を出していくというふうな方向をまず決めていただければなというふうに思っております。

あとは、また後で。

○綿引委員長 それでは、今、松本委員から御発言がありましたタブレット端末以外の機器の持込み等につ

いて御意見等がございましたらお願いいたします。もし会派でまとまっていれば会派の御意見ということで、それ以外であれば個人の御意見でも結構でございます。

須田委員。

○須田委員 先日、携帯、スマホの持込みはオーケーなんじゃないかと言ったんですが、それは、あくまでも音声通話をしないという前提の下で、それはタブレット端末と同じ扱いがあるということが前提だと思っています。そういう意味ではタブレット端末を使っても、スマホを使っても、どちらが便利かというアプリによってはスマホを自分で使ったほうが会議のいろいろなものを検索するときは早いときもありますと考えれば、それは同じ扱いで持込みはオーケーで、通話等、音声が出る等はしないというのが大切なのかなと思っています。個人の意見です。

それから、別の件も1点言っておくと、この2市だけを見るからこういう形にはなっていますが、基本的に条例上でいうと、タブレット端末の持込みに関してはやはり私たち議会の議員で品位を持って、ちゃんとやるというのが正しい問題で、細かい縛りをつければつけるほど不便になるときもあるんですよ。例えば携帯電話を持ち込まないとすると、今度例えば地震の速報なんか鳴らないと、困る人がいますし、タブレット端末に関してもどこまでがこの議会に関するもの、例えば誰かが意見を言ったときに、ああ、どこどこ市ではこういう感じでしたよ、じゃ、ほかの市はどうなんだろうと検索なんかオーケーなのかどうかとか、基準を設けていくと切りのない基準ができていくと思うんです。

そういう意味では、ほかのところの、この2市以外のところなんですけど、通常の使用、運用基準を見ると基本的には議員に任せていますよと、品位を持って使いなさいよと。通信に関しても、メール等に関しても、これは私、別のところで聞いたんですけど、こういう要望、こういうような陳情がありましたというときに、即座に聞きたいときもあるよと。だから、自分の気持ちの範囲の中できちんとやっていくというのが、恐らく皆さんが考えているのが最近ちょっと茨城県議会でもありましたけど、あんなふうになっちゃうんじゃないの、別のタブレット端末を使ったら。それならもう何をやっても一緒ですから、例えば鉛筆と紙を持っていて、絵を描いていたら、それはそれで同じことになるので、やっぱりその品位という部分では携帯の持込みに関しては通話をしないで、タブレット端末と同じ扱いにすることと、先ほど言ったように、この規制に関して、規制を多くするのは便利ではなくなると思ってますんで、それは自分のきちんとした範囲の中で使用することと基準がきちんと決まっていればいいのかと思っています。

○綿引委員長 ありがとうございます。

ただいま須田委員から御発言がありましたマナー、ルールの部分、あるいは規制の部分とかで、ほかの委員の皆様から御意見等がありましたらお願いをいたします。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 タブレット端末以外の、この3でいう(1)の①については、私、前回禁止したほうがいいんじゃないかというような趣旨の発言はしたんですけど、委員長のおっしゃるとおり、その使い勝手がよく分からないので、A4、1つに例えば議案書と説明資料で小さくて見えないんじゃないかとかですね、これやってみないと分からないというふうには今は思っているので、その状況次第で判断していけばいいのかなと思っています。

ただ、(2)以降の禁止事項などは当たり前かなというふうには今は見たんですけどね。何ていうか、何でも自由だと、それこそいろいろ疑念というか批判を受ける可能性を広げちゃうのはよくないのかなと思うので、ただちょっと今日のこのルールも今見たところなので、会派でよく検討はしたいと思います。

○綿引委員長 滑川委員。

○滑川委員 ちょっと会派のほうで、それ以外の機器、端末の取扱いをもう一度話し合いたいと思うんですが、今、携帯電話という話が出ましたが、あわせてパソコンとか、あと今タブレット端末、携帯と連動しているアップルウォッチとか、そういったことは、じゃ、どうになってしまうのかということも踏まえて、ちょっともう一度検討したいなというところでございます。

○綿引委員長 はい、ありがとうございます。

今、様々御意見をいただきました。今いただいた御意見、多分本会議を想定してのもの御発言が多かったと思いますが、ほかの委員会等に関してもまた違ったパターンが想定をされますので、その辺を含めて各会派で次回までにお取りまとめをいただいて、また御意見を伺ってまいりたいと思います。

では、本日は継続といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。

それでは、次に2番の水戸市議会ハラスメントの根絶及び防止に関する条例（素案）であります。

本件につきましては、袴塚委員から御提案をいただいておりますので、提案理由等について御説明をお願いいたします。

袴塚委員。

○袴塚委員 それでは、ちょっと私のほうから前回ですね、議員提案をさせていただいて、御承認をいただいております。

今、ハラスメントの行為につきましては、大変課題が多い。そして様々な意味で報道等でも取り上げられている、こういう案件だというふうに思っております。ハラスメントそのものの行為につきましては、行う者がいわゆるそういった意識がないにもかかわらずですね、受け止め側のいわゆる基本的な人権を損なったり、または個人の尊厳を傷つける、こういった人権侵害が行われてしまっていると、こういったことがございます。

また、国会や他の議会等においてもですね、皆さん新聞、テレビ等で御存じのように、一たび議員のハラスメント行為が明るみになった場合においてはですね、対象の個人はもとより、市議会全体として、また社会的な信用を、市民からの信頼を失うと、こういうことにもなりかねない。したがって、その結果、市議会活動にも大きないわゆる支障を来すようなことになりかねない。このようなことからハラスメントの根絶並びに防止に努め、市民から信頼される議会を目指す決意を議会全体としても表明することが必要なのではないかなというように提案をさせていただいたということでもあります。

条文につきましては、第1条については条例の目的を決めたものでありまして、先ほどの提案理由について条文を記載したものであります。

第2条においてはハラスメントの定義について記載したものでありますが、他の議会等の例を取りますと、

パワハラ、セクハラ、またマタハラなどのいわゆる3大ハラスメントについて具体的に定義している、こういった事例も見られるわけであります。しかしながら、近年のハラスメントに関わる問題はそういった3大のハラスメントだけではなくてですね、ジェンダーハラスメント、そしてアルコールハラスメントなど、様々なハラスメントが問題になっておりまして、ここは個別に具体的な定義をすることより、その時代にあったですね、条文にしていけることがそういったことを避けるためのハラスメント条例の行為に該当するのではないかと、このように思っているところであります。

また、第3条につきましては、議員の個人的な責務を定めたものでありまして、第1項ではハラスメント行為の防止に努めること、第2項では仮にハラスメント行為の疑いがあるときは、当該議員は誠実な対応を取るとともに責任を明確にすると、こういったことをうたわせていただいております。

また、第3項においてはハラスメント行為を行っている議員を見かけたときは当然ながら当該議員に対して、それを厳に慎む、こういった指摘をしたり解決をすると、こういったことも仲間の議員としての規定をしているところでございます。

第4条については、議長の責務を定めたものであります。

第1項において、議長がハラスメントの相談及び申立ての窓口になることを、また第2項、第3項においては事実関係の調査に当たっては代表者会議等で、これまでも同じような協議を定めたものでございます。

また、第4項についてはハラスメント行為の事実が確認された場合には当該議員に対して議長が指導、注意、そして必要な措置を講じていくということを定めたものであります。なお、他の市議会ではハラスメントの行為が明らかになった時点で、当該議員の氏名を公表することを規定している事例も見受けられます。しかしながら、一般的に公表すればよいと、こういうことではないのではないかとということで、ハラスメント行為等の内容等について当該議員が受け入れるべき処分は異なるというふうな考えの下に、代表者会議等で調査の内容を踏まえ、議長が適切な指導、措置を講じると、こういうふうにいたしました。代行職については議長が調査の対象となったときは副議長が、議長と副議長の双方が対象となったときは年長の議員が本条例の規定する議長の責務を務めると、こういうことを規定しております。

第6条でございますけれども、議員を対象としたハラスメント防止に資する研修の実施を議会の努力目標としております。また、本条例を形骸化しないためにも最低1回ぐらいはですね、みんなでこれらの条例等の研修会を行うとともに、弁護士等の専門家をお招きして襟を正す、そういった機会を設けてはいかかというふうなことでございます。

第7条については、被害者のプライバシー保護及び議員の守秘義務について定めたものであります。

以上のようなことから、今の社会の風潮から、やはり議会もしっかりとした、襟を正していくと、こういうようなことをするためにはこういったハラスメント条例をつくることによって、幾分なりとも我々自分自身の行動、または言動、そういったものを規制するとともにですね、市民からも信頼ができる議会と成り得るのではないかと、このようなことを思いまして提案をさせていただいたところであります。

議員各位の皆様方の御賛同をいただきながら、しっかりとこのハラスメント条例を議決していただければありがたいなど。ただ、これは素案でございますので、あくまでも綿引委員長の下で皆さん方の御意見をいただきながらおまとめをいただきたいと思います、こういうことでございます。よろしくどうぞ。

○綿引委員長 ありがとうございます。

前回、袴塚委員のほうから発議をされまして、今回素案という形で皆様の前に御提示をさせていただきました。何人か委員の方から、事前にあったほうがもっと審議を進めやすいよという御意見もいただいておりますけれども、ちょっと時間が足りない関係上、初見となっておりますが、まず、この条例の素案について全体的に御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

松本委員。

○松本委員 すみません、これ議員がハラスメントということは直接の職員というのは事務局なんですけれども、これは職員も全体の2,000名から、あるいは会計年度任用職員も含めてのハラスメントというのは該当しているんですか。そういうことでいいですか。

○袴塚委員 対象については、議員の言動によって傷つく者ということでございますので、当然職員、周りの方々、こういったことに対しての行為も含むということでございます。

○松本委員 はい、了解。そういうことは当然ね、これは全国的には、このハラスメントというものは議会の中での条例化というのは進んでいるからと、私はそう思っていますので、これは当然やるべきであるというふうには思っております。そのどこまでがハラスメントなのかとか、あるいはどこまでがパワハラなのかというような、その辺の判断が非常に難しい部分はあるかと思っております。その辺のところはですね、当事者同士、あるいは話し合っていて、それで決定をしていくとか見極めていく、こういうことになるのかなというふうに思っています。

以前なんですけど、職員さんが結局、上の方が下の職員さんを1つの部屋に入れて、かなりの恐怖感を与えたというようなパワハラというものがありませんでした。ですから、私も総務環境委員会のほうにですね、一番前で発言を求めて、その問題をお話しした経緯がございました。だから、そういうこともね、やはり職員は職員の中のパワハラというものはあるわけですが、当然議員もこのハラスメントというものを、あってもよろしいかというふうに思っています。

以上です。

○綿引委員長 ただいま、松本委員から、その対象についての御意見、また、そのパワハラ、あるいはハラスメントの定義について御意見をいただきました。その辺に関して御意見のある方は……

○袴塚委員 委員長、ちょっといいですか。

○綿引委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 誤解があるといけませんので、ちょっともう一度言いますが、これはあくまでも水戸市議会のハラスメント条例でございますので、執行部同士のハラスメントについては、いまだ水戸市のほうでは条例制定がされていないのかなというふうに思います。したがって、議員が範を示すことによって、執行部のほうにも波及効果をさせていければなという思いもございます。

それから、どこまでがハラスメントかということにつきましては大変微妙な判断が必要かと思っておりますので、これは議長を含めた代表者会議、またはそういった委員会等をつくってですね、ハラスメントが行われたのが本当にそうなのかどうかと、こういったものを含めて検討する、こういった機関も逆に言えば必要なのかなと、それが代表者会議でいいのかどうかということも含めて、皆さん方に御審議を賜ればというふうに思

います。

○綿引委員長 須田委員。

○須田委員 先ほどの松本委員の意見は、もっともだと思っているんですよ。ハラスメントがどこからどうだとか、それはすごく曖昧であって、2つ問題があると思うんですよ。

もともとの条例というのは、今はやりですよ。日本全国でこれどこでもつくっている条例だと、精神条例としてこれをつくることは問題ないと思っています。ただ、しかしながら、これをつくったところでパワハラ防止法の域を出ていない、ただの条例、精神条例、目標条例になっているというのが日本全国の実況だと思っています。

また、先ほど松本委員からあったように、どこまでがパワハラなんだというのも、これ、私は今の私見で言えば、議会内で話し合えば、やはりお手盛りじゃないというのが市民の見方というのが当然あるし、ああ、議長さんというのはその人と仲がいいんだとか、そんな変なことまで勘ぐられる可能性まであると思うんですよ。

そうすると、例えば水戸でせつかく議会改革をやって条例をつくるということならば、例えば第三者機関の設定まで求めるようなものができる、その条例の端のほうに盛り込めるのかどうか、第三者機関じゃなければやはりなあなあになりますよ。誰々議員が怒鳴ったでしょうよ、いや、あれは怒鳴ったには入らない。なんてことになっちゃうと、じゃ、精神条例も意味がないというような不安があるし、やっぱり私もね、昔は大変よく見たんですが、最近を見る、感じている機会もないので、しっかりした第三者機関を入れられるような形をつくったり、そういう形ができるのかどうかとか、そういうものを含めてもうちょっと検討して、そういうようなよりよい条例にしていきたいと思います。

ただ、各地で日本全国で、はやっている普通のパワハラ条例、いわゆるハラスメント条例のままにするんだとしたら、ああ、それはそれで水戸市もみんなつくっているから議員でつくりたかったからつくったんだと言われるよりも、そうじゃなくて、その一歩先まで進んだ、例えばやじに対してだって、昔は結構ありましたよ、いろいろなやじが。それだってハラスメントの一環ですよ。そういうものを客観的に見られるような機関が設置できるのかどうか。それからシステム上できるのかという予算的な問題、それから条例上の問題というのをもうちょっと研究させてもらえれば、私たちはよりよい水戸市の条例として日本中に発信できる条例として初制定できるじゃないかと思っていますので、もうちょっと研究させてください。

○綿引委員長 ただいま、須田委員から御意見がございました。多分、第4条の、あるいは3、4条に係るところだと思っております。現状の素案のところではですね、議会運営委員会あるいは代表者会議のところでは議長が受付をして、その上で運行していくんですけども、そこからまた踏み込んだ形での第三者機関の御提案等がありましたが、須田委員の意見に対して御意見のある方、いらっしゃったらお願いいたします。

鬼澤委員。

○鬼澤委員 今、須田委員さんのほうからお話がありましたように、あるいは松本委員さんからもお話等がありましたけれども、どこまでがハラスメントで、どこまでがハラスメントじゃないという線引きというのは今ほかの事例から見ると、線引き自体がもはやはっきりと示されていない。というのは、なぜかというところ、例えば皆さんよく御存じのように、いじめがあった場合にいじめを受けた側がいじめという認識があ

れば、もういじめが成立してしまうんですよ。よく、いや、そんなつもりはなかったとか、そういった言葉もあるんですけど、そんなつもりがなかったということはもう通用しない、それが社会通念になっています。被害者側がいじめを受けたと言え、それでいじめが成立してしまう。だから、そのときに一番必要となってくるのが先ほど須田委員さんがおっしゃったように第三者委員会、そういったものを設置して、きちっとそれを第三者の目で確認していくという作業が確かに必要になってくるかなと思います。

ただ、これはあくまでも水戸市議会内の条例ということで考えれば、例えば私たち議員が誰かに対して、議員同士で、あるいは市の職員に対して、あるいは市民に対して、多分被害者のほうはそこまで見ていく必要があると思いますけども、加害者はあくまでも議員なので、そのところで議会としてどういうスタンスで、この条例をしっかりと整備させるかということについて、やはり話をきちんとして、内容的にはそう大きな問題はないと思いますが、そのラインということを見ると、やはりもうパワハラを受けたと言われてしまうと、多分パワハラが成立してしまうので、だからその辺りをちゃんと第三者委員会的なものが、双方に言い分というのがありますから、それをきちんと精査する機関が必要なのかもしれません。

以上です。

○綿引委員長 そのほかございますか。

田中委員。

○田中委員 よく中身は検討したいと思うんですけど、水戸市は確かに条例はないんですけど、規程は職員のほうはありまして、例えば今の調査に関わることで言えば主管副市長が委員長で、別の副市長が副委員長になって調査するとなっているようなんですけど、つまり調査するときに当然ですけど、当該関係者は例えば課長が加害者だったとすれば、その課長はその調査には入れない、当たり前ですけど。ですから、そういう仕組みは当然議会にも必要なんだと思うんですね。代表者会議の構成メンバーがその関係者だったら、それは調査される側になるので、ですからそういう仕組みは必要だろうとは思いますが、第三者機関が必要かどうかはちょっとよく私たちも調べたいとは思いますが。

もう一つは、ここの4番の指導、注意その他必要な措置で、必要な措置というのは例えばどういうことかということも決めておいたほうがいいのかと思うんですね。さっき、袴塚委員は氏名の公表という一例をおっしゃったんですけど、それは一つの方法だとは思いますが、この条例の下の規定か何に、それ以外に何か制裁的なことを決めることがあれば列挙しておく必要はあるのかなと思いました。

あとは、主には議員が職員にという可能性はあるんですけども、議員同士もこれは当然あり得るし、訴えがあるとはあまり考えられませんけど、議員が市民に対してハラスメントという場合だって、これは理屈としてはあり得るというか、そういうことも当然対象にしておくべきなのかなというふうに思いますということで、取りあえず今考えたところは以上ですが、詳細についてはまた会派で相談をしたいと思います。

○綿引委員長 そのほか。

高倉委員。

○高倉委員 条例の素案については、私もこのハラスメントについては全体的な人権を守るという意味では非常に重要な課題となっていますので、これを制定していくということ自体には全く異論はないわけですが、今、私も全国の条例をちょっと調べてみたんですが、単独でこのハラスメントに関する条

例をつくっているところというのは全国で32市ぐらいあるということで、そのほかにも政治倫理条例の中の倫理基準にそれを入れているというような状況があるということですが、やはりこのハラスメントについては加害する方と被害を受ける方の受け止め方のいろいろな違い、こういったものもあってなかなか、先ほど委員さんも言われていましたけど、その定義というのは難しい部分があるんだろうと思うんですね。ですので、条例を制定する際にはその基準といいますか、もう少し指針みたいなものをきちんとしていく、整理していく必要があるのかなと思うんですね。

芦屋市議会では、やはりこういう条例を設けた際にですね、ハラスメントの防止に対する指針というのをかなり細かく定めて、研修会等でそういった内容をしっかり研修しているということをお伺いしております。ですので、やはり条例を定めるのであれば、そういった指針みたいなものもあわせて定めていく、また、それをしっかり議員が共有していくという、こういったことが必要になるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のところもあわせて検討していく必要があるのかなと思います。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

藤澤委員。

○藤澤委員 私自身も、この条例につきましては、それを制定するということには賛成でございます。その上でなんですけれども、付則のほうで公布の日からというふうに書いてございますが、そもそもこの条例を策定する期間といいますか、延々とね、この議論してもだと思うので、ある程度期間を設ける、この議会改革調査特別委員会の任期中になど、いつまでにこれを制定に向けて調整していくということは必要なかなと思っております。意見でございます。

○綿引委員長 そのほか。

小泉委員。

○小泉委員 皆さんからる意見ですとか、いろいろ考え方のお話もあったと思うんですけども、先ほど委員長が冒頭申しましたように初見でありますので、各会派へ持ち帰らせていただいて、意見集約をしますので、それをまたこの委員会に出していくというところでもよろしいんじゃないかなというふうに思います。

個人的な意見としては、本来当たり前のことをやっている話で、パフォーマンスにならないように、多分後で、この次の議題でもありますけれども、今各会派からの申入れのほうで冒頭、一番最初にもありますけど、議会基本条例についてという形の項目も挙がっていますので、先ほど高倉委員がおっしゃられたように政治倫理の考え方の中で条文としてこれを入れるというような話で済む部分もあるかもしれませんし、その辺は各会派さんで持ち帰らせていただいて、また反映でよろしいのかなというふうに思います。

以上です。

○綿引委員長 ありがとうございます。

各委員さんから様々御意見をいただきましたが、おおむね条例の制定を進めるということに関しては賛成と受け止めさせていただきます。

ただ、それ以外のところ、特に第4条のところですけども、御意見が集中いたしました運用面、あるいは規定の面のところはですね、条文として記載をしていくのか、あるいは運用のところでもまた違った規定を設けていくのか、その辺が議論の分かれるところだと思っておりますので、最後、小泉委員から御提案があ

りましたが、その辺を軸に各会派でお持ち帰りをいただいて、また次回のところで御意見を承りたいと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。

〔発言する者あり〕

○綿引委員長 今、松本委員、そして藤澤委員のほうから日程、スケジュール感のお話をいただきました。直近ですと12月定例会がございますので、その前までで合意を得て、議会運営委員会提案になるかどうかは思いますけれども、そちらのほうでまとめさせていただければ一番ありがたいと思いますし、まだ詰める部分がある、あるいは第三者機関なんかのお話も多分出ておりましたので、その辺を加えていくと、その後の定例会ということも想定をされますが、どちらかでやっていければなというふうには個人的には思っております。

〔発言する者あり〕

○綿引委員長 どちらにしろ、今日はちょっと御意見をいただきましたので、もう1回はこの場で議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、本件につきましては、各会派等でお持ち帰り、検討いただきまして、次回以降改めて御意見を伺ってまいります。

次に、3番の検討事項の各会派等からの申入れについてであります。

本件につきましては、8月10日に開催いたしました第2回特別委員会におきまして、議会改革に係る基本方針を作成するに当たり、検討事項について各会派で持ち帰り検討をし、会派ごとに取りまとめの上、提出をいただいたところでございます。

本日は、お手元にお配りをいたしました資料のとおり、各会派等からお申入れがありました検討事項を項目ごとにまとめさせていただきました。つきましては、検討事項の優先順位等について御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

松本委員。

○松本委員 優先順位はね、皆さんで協議していただいて結構なんですけれども、私の会派のほうから追加として、私の話していた単年のやつなただけでも、追加として出してあるということですね。ということは、これは中身についてはですね、追加の理由は、ここでお話したほうがいいですか。

○綿引委員長 結構ですよ。

○松本委員 皆さんがそれぞれ質問をされますね。そうすることによって、要するに100言いたいことが議会報に載せる数が多いという、要するにその半分、3分の1ぐらいしか中身が書けないんですよ、文字がね、ページ数が決まっていますから。そうするという、皆さんがせっかくな質問をしてもそれが支持者や市民の皆さんに100%伝わらないというのが私はちょっと不快に思ったものですから、これは各会派ごとに相談をしていただいておりますよ、あとは代表者会議とか議運で決めていただいて、各会派ごとの質問の人数の制限、これをやれば会派の持ち時間はたっぷり使えるわけですね。そうすると議会報なんかも100言いたいことが今の議会報だということと文字数がもう限られますから、全部伝わらないんじゃないのかと思っておりますよ。ただ、うちの先生が質問したからと、こういうことを質問したわというだけの議会

報になっているんじゃないのかなというふうに思います。

ですから、私は皆さんが質問していることが全面的に100%市民の皆さんに御理解をいただく、分かっただけ、こういうことのために、例えば会派で質問の人数を制限していく、こういうことを私は考えています。ですから、その辺のところをですね、皆さんで協議をしていただいて、駄目なら駄目で仕方ありませんけれども、私はそのように考えて追加ということをさせていただきました。

○綿引委員長 ただいまの御発言はですね、1番の(18)一般質問の内容重複と人数割当ての調整について提案の理由ということで、松本委員から発言がございました。

全体を通してですね、一番上、議会基本条例について、これは制定等を含むところでございますけれども、これは5会派から提案をいただいております。

提案が多いところから取り上げていくのがよろしいのか、あるいは早急にできるもの、できないもの、そういうもの、時間的にかかるもの、かからないものもあると思いますので、その辺今日決定をするというわけではございませんが、こういったものは優先をしたほうがいいんじゃないか、こういったものは時間をかけてやったほうがいいんじゃないかという御意見をいただければ幸いです。

田中委員。

○田中委員 私どもも結構多項目にわたって出ささせていただいたんですが、委員長が今おっしゃった議会基本条例についてはこの出された意見を、合意できたものを網羅した条例でないという意味がないと思うので、そんなに急ぐことでもないのかなというか、合意形成ができた段階で条例に盛り込む、条例化するというのがいいのかなと思いました。

議会機能の強化というところが肝腎なのかなとは私は思っているのですが、それはもし順番をつけるとすれば優先すべきかなとは思いますが、ただ、今、松本委員がおっしゃった件について言えばね、我々は制限はふさわしくない。むしろその時間の制限を緩和すべきであって、議会報が足りないんだったら、それを充実すべきであって、質問者を制限するというのは賛成できません。あわせて、ですから1番と2番をみんな一緒といえば一緒ですけどね、取りあえず、その議論を順次進めていけばいいんじゃないかな。後半会派さんから出た意見についてはよく検討したいと思います。

○綿引委員長 須田委員。

○須田委員 これ、一つ一つの項目について優先順位をつけていこうというそれぞれの意見があって、多種多様になっていくと思うんですよ。その意味ではやはり議会ですので、多くの会派から、2つ以上の会派から出てきた問題は重要な項目と捉えていただいて、その上で、これに関しては私たち一人一人で話し合っても無理でしょうから、綿引委員長のほうでこれを早めにやりましょうとか、そういうものができるのか、それからこれというのは時間かかるけど、早めから取り組まなきゃできない、当然議会基本条例なんかはそうでしょうから、基本的には会派の提案数の2以上のものを先に優先、それからその上で委員長、副委員長のほうで優先順位をつくっていただくという形で進めるしかないのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○綿引委員長 はい、ありがとうございます。

小泉委員。

○小泉委員 今の須田委員の発言に関連するんですけど、例えば議会を運営していく中であって、議長の存在と役割というのは非常に重要だと思うんですね。今申入れで挙げていただいている中でも、やっぱり議会全体に関係することも多くありますので、やっぱりこの委員会で、もちろん議論はたくさん活発にするべきだと思うんですけど、議長は入っていない、副議長はいらっしゃるんですけどというのを考えると、やっぱり議会運営に関しては議長の取り仕切りと、あと、もちろん考え方もあると思いますので、やっぱりきちんとそこはこちらばかり先走りにならないように、そこは正副委員長と正副議長とですね、きちんと意見交換をしていただきながら、そこで今の状況を鑑みて、この申入れの中からどの優先順位でやっていけるのか、あとは議論をもっと深めてほしいのかということもあると思うので、それによって進めていただければなどというふうに思います。意見です。

○綿引委員長 小泉委員、ありがとうございます。

参考人として議長が出席をいただくということも可能でございますので、オープンな場でやる場合には参考人として参加をいただく、あるいは事前の調整に関しては正副委員長、正副議長でも整理させていただいておりますので、引き続きそのようにさせていただきますので、よろしく申し上げます。

黒木委員。

○黒木委員 すみません、やはりここが一番、1の(1)の会派から出ています議会基本条例、やっぱりこの大きな枠をしっかりとつくっていくということが大事だと思います。これができないとあっちにいたり、こっちにいたり、右往左往してしまうことになる、この枠をしっかりとつくった上で優先順位が先ほど2会派以上というのもありましたし、これ、タブレット端末、ICT化というのはまさしく今進んでいる部分もありますし、議会基本条例の枠の中で優先順位があるところを議論して決めていくと、パワハラの記事に関しても優先順位が高くなってきているので入れていくという中で、やはり議会基本条例が基本だと思いますので、お願いしたいと思います。

○綿引委員長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

それでは、今後の運営方法等を含めてですね、正副委員長にまた御一任をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、その他に入ります。

委員から何かございましたら、御発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 すみません、これ申入れのほうに記載がされていなかったんですけど、前回の委員会のときにその他で発言をさせていただいたことがあって、それは通常は今決まっている委員会の開催日程およそ毎月10日の話と議会前の話があると思うんですけど、そこに関してそこをまずそのままやるのか、もしくはもう少し自由度を持ってやるのかというような意見をちょっと言わせていただいたので、それも申入れには付け加えていただきたいなど、この議会の中での発言なのでというのが一つと、あともう一つは今委員会とか会議の開催日程通知のほうで1週間前ということになっていると思うんですけど、正直、本当に緊急を要するようなことに関しては1週間前でも招集がかかれば、我々議員は参上する責務がありますのでいいと思う

んですけど、今どき1週間前で来週の話はなかなか何ていうんでしょうね、日程が組みづらいというか、もう少し2週間前、もしくはもう少し前とか、あとはタブレット端末では先ほど書いてありましたけれども、会議のスケジュールが何か反映できるとか、2の(5)ですね。会議予定をカレンダー形式で表示できるというのがありますので、何だかんだ1週間前まで待たずにですね、何かその会議日程が入るのであれば、もうその都度そこを更新していただいて各委員が承知をできると。それによって日程のほうもより効率的に組んでいくことも議員各位の中でできると思いますので、ぜひ、1週間というのは本当にちょっと急な印象を受けますときも多々あるので、そこも議論に入れていただきたいというふうに思います。

○綿引委員長 御意見として承っておきます。

安藏委員。

○安藏委員 ちょっと1点だけ発言をさせていただきます。

前回の研修会ですかね、大変有意義な研修会だったと思います。そして、今5党派から出ています議会基本条例、やはりこれからの議会についてこれが一番何かポイントになるような気がしています。そういうところで、これに絞った研修会ですか、それをまた正副委員長で対応していただきまして、ぜひ皆さんでこの部分の共有というのが大事だと思いますので、ひとつ提案をさせていただきたいと思います。

あと、もう一点ですけれども、この委員会方式ですね。やっぱり小委員会的な持っていき方によって、それをまた再度ここでもむような方法もありかなと考えておりますので、ぜひ小委員会制の導入ということも考えていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、それでは以上をもちまして、第7回議会改革調査特別委員会を散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時50分 散会